

第2次春日井市多文化共生プラン策定方針

平成 30 年 6 月 12 日

1 計画策定の目的

本市では、多文化共生のまちづくりを推進する指針として、2008 年（平成 20）年 3 月に「春日井市多文化共生プラン」を策定し、『互いの文化を認め合い 共に暮らすまちづくり』を目標に、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」を基本方針に掲げ、多文化共生の推進を図ってきました。

この間、2008 年 9 月のリーマンショックに端を発した世界同時不況や、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災等により、外国人市民を取り巻く環境は厳しくなり、日系ブラジル人の減少に大きく影響を受ける形で愛知県内の外国人住民の数は減少しました。本市におきましても、同様の傾向が見られたものの、ここ 1 年は下げ止まり横ばい状態になっています。

また、法制面においては、2012（平成 24）年 7 月に住民基本台帳法の改正により外国人登録制度が廃止され、外国人市民も日本人市民と同様に住民基本台帳に登録されるようになるなど、外国人市民を共に地域に暮らす市民として認識し、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層進める必要があります。

このように、本市の多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しており、春日井市多文化共生プランの目標年度経過にあたり、これまでの既存の施策を検証するとともに、環境の変化を踏まえた新たな施策を打ち出し、多文化共生施策を総合的に推進していくため、第 2 次春日井市多文化共生プランを策定するものです。

2 計画策定にあたっての基本的事項及び視点

（1）計画の位置づけ

平成 30 年 2 月に策定された第六次春日井市総合計画の多文化共生に係る政策目標を実現するための実行計画として位置づけるとともに、愛知県が策定した「あいち多文化共生推進プラン 2022～あいちの多文化共生をデザインする～」の内容を踏まえ、策定するものです。

【第六次春日井市総合計画】

- 市の将来像：「暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい」
- 基本目標：「3 思いやりと生きがいが育つまち」（市民活動・共生・文化・スポーツ）
「誰もが尊重され、大切にされるまち」（めざすまちの姿）

（2）計画の名称

計画の名称は、「第 2 次春日井市多文化共生プラン」とします。

（3）計画の期間

計画の期間は、2019 年度から 2023 年度の 5 年間とします。

(4) 策定にあたっての視点

- ①総合計画における多文化共生に係る方策を実現させる実行計画として、具体的かつ計画期間内に実施すべき施策を位置づけるものとします。
- ②愛知県が策定した「あいち多文化共生推進プラン 2022～あいちの多文化共生をデザインする～」を踏まえ、多文化共生の推進に向けた施策展開を図ります。
- ③現行計画の検証を行い、その結果をふまえた発展的な計画とします。また、本市の多文化共生を取り巻く環境は刻々と変化しているため、定期的実施状況の検証を行いながら、環境の変化や外国人市民等のニーズに対応した施策の推進を図ります。

3 計画の策定体制

(1) 各組織等の役割

計画策定にあたっては、市長からの諮問に応じ、多文化共生審議会が本プランに関する調査審議を行い、答申を行います。市は答申内容をふまえ、その他市政との整合を図ったうえで、議会に報告し計画を決定します。

策定過程における事務局は、市民活動支援センターが担当し、多文化共生審議会の運営ならびにプランのとりまとめ等を行います。

(2) 多文化共生審議会の委員構成、審議体制等

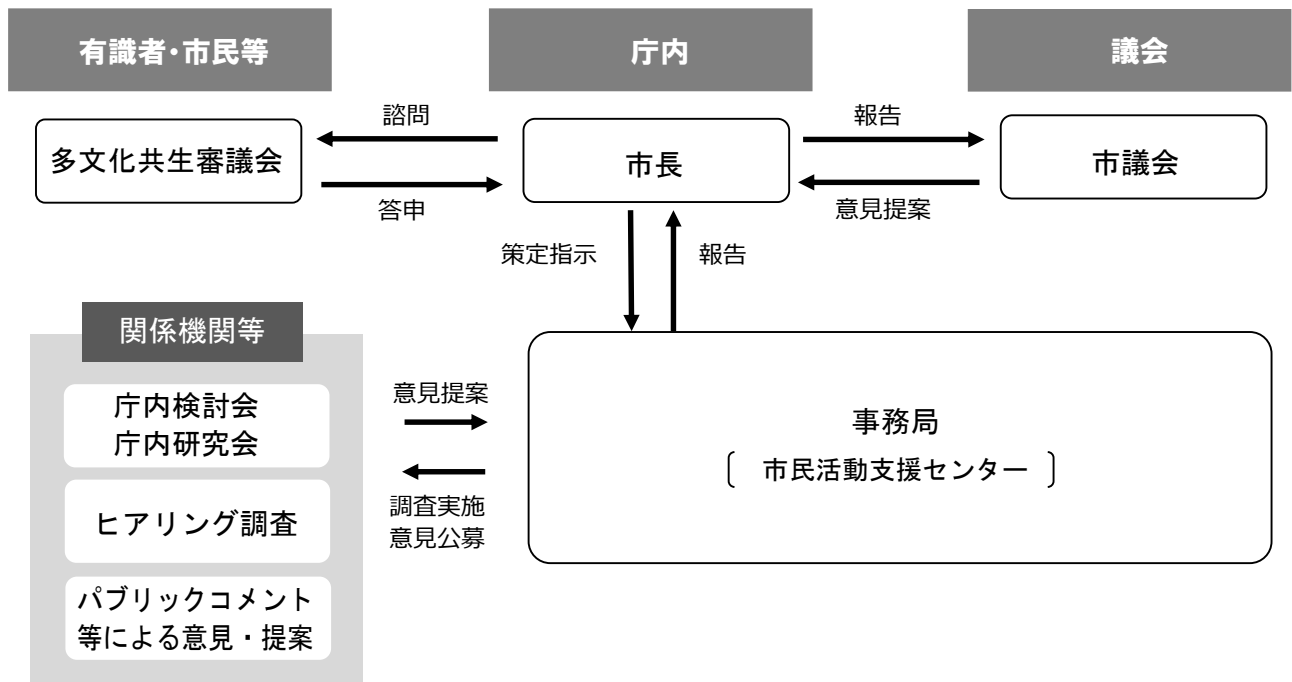
①委員の構成

多文化共生審議会は、学識経験者、留学生、主な国際交流団体の代表、市民団体や経済団体の代表、公募委員などで委員を構成し、多文化共生プランに関する事項について調査審議を行います。

②庁内検討会及び研究会の設置

計画の主要なテーマごとに専門的な検討を行うため、庁内検討会及び研究会を設置します。

■ 策定体制図



4 策定の進め方、基本的な流れについて

平成 30 年度中に、以下の調査等を踏まえながら策定作業を進めます。

(1) 基礎調査

総合計画等の関連文献の把握や統計データの分析により、本市の多文化共生に係る現況・課題を整理します。

(2) 愛知県外国人県民アンケートの活用

平成 29 年 2 月に日本人県民と外国人県民が共に暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めるために愛知県が実施した「愛知県外国人県民アンケート調査報告書（春日井市）」の結果を活用し、外国人市民の現状及び課題、ニーズなどを把握し、第 2 次春日井市多文化共生プランの策定に活用します。

(3) 関係団体ヒアリング調査

外国人市民がいることが常態となっている中で、依然として、地域の中では外国人に対して戸惑いがあることは否めません。こうした外国人に不慣れな地域社会の解消に向けて、外国人市民と日本人市民が、互いに支えあう共生関係づくりの実現に向けて、区・町内会等地域の関係団体や国際関係団体などに対してヒアリング調査を実施します。

(4) パブリックコメント

第 2 次春日井市多文化共生プランについての意見を得るため、市民等を対象に第 2 次春日井市多文化共生プラン中間案についてのパブリックコメントを実施します。

(5) 多文化共生プラン案の立案

(1) から (4) の各調査を踏まえ、多文化共生審議会による調査・審議を経つつ、骨子、中間案を立案し、パブリックコメントを実施したのち、最終案としてとりまとめます。

■ 策定フロー図

